

平成29年度

事業計画

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

目 次

□ 基本理念	1
□ 経営方針	2
1 友愛のさと診療所	3
2 療育センター	6
3 子どものこころの診療所	8
4 相談支援事業所シグナル	10
5 発達相談支援センタールピロ	12
6 児童発達支援センター「ひまわり」	14
7 浜松市発達支援広場事業	19
8 児童発達支援事業所「ひまわりひくまの丘」	22
9 新規 児童発達支援事業所	23
10 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	26
11 就労継続支援施設「はばたき」	28
12 障害者生活介護施設「ふれんず」	30
13 地域活動支援センター「オルゴール」	32
14 身体障害者福祉センター	34
15 障害者体育館及びプール	35
16 共通事項	36
17 事務局（法人本部）	38

1 基本理念

ともに あゆむ

理念／Belief

すべての人の生命に安全を

すべての人の生活に安心を

すべての人の人生に輝きを

私たちは、支援を必要とする方々のLife(生命・生活・人生)を支えるために、考え、行動します。

使命／Mission

医療と福祉の専門性を通して

1. 支援を必要とする方々（本人、保護者、支援者も含めて）が、自らの価値に気づき、輝いた人生を送るための、よき伴走者（ライフサポーター）となる。
2. 支援を必要とする方々（本人、保護者、支援者も含めて）の人生をつなぐ軸（ハブ）となり、安全網（セーフティーネット）となる。
3. 「特別な人による 特別な人のための 特別な支援」ではなく、「誰もが、支援を必要とする方々のための、当たり前の支援」が行える世の中となるために、新たな文化を創造する。

経営目標

1. 保健・医療・福祉が連携した浜松市の障がい者福祉の拠点施設として、『誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる』よう専門的で質の高いサービスを提供する。
2. 地域の福祉ニーズに的確に対応し、豊かな地域福祉社会の発展に寄与する。
3. 継続的なサービスを提供できる健全な経営を行う。

2 経営方針

① 浜松市の親子のために

「乳幼児から学童期までの一貫した療育支援体制の強化」

乳幼児期から幼児期にかけての初期の発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じているあらゆる子ども達とその保護者に向けて、早期からの療育的な介入や支援が重要であるとの考えのもと、浜松市の親子が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう引き続き専門的なサービスを提供する。

② 市民のニーズにあった福祉施設の運営

「利用者様から地域から信頼いただける質の高いサービスの提供」

浜松市の障がいのある児者の在宅支援の拠点として、市民のニーズに応える日中活動施設として、「利用者様から信頼していただける質の高いサービス」の提供を目指し、利用者の社会参加や自立の促進、生きがいを目的とした支援を行う。

③ 地域から愛される施設づくり

「地域福祉の拠点施設として豊かな地域福祉社会の形成に寄与」

障がい者福祉のさらなる向上に努め、各種事業で培われた医療・福祉サービスについての知識や技術及び情報について、地域住民へ伝えていく場を多く設定し、福祉に対する関心を地域全体で高めていけるように取り組む。地域福祉の拠点施設を運営する法人として住民の方に認知される施設づくりを目指し、豊かな地域福祉社会の形成に寄与する。

④ 法人運営の自立化及び健全化

「法人の組織強化と充実したサービスを提供するための経営基盤の安定化」

医師の安定的な確保による医業収入の増や、福祉施設の安定した運営により自立支援費等収入の増に努める。また、全職員が経営参画意識を持ち、さらなる経費節減に努めて経営基盤の強化を図る。また、サービス提供方法の標準化、研修制度の充実等により人材育成をさらに推し進め、「最少の経費で専門的で質の高いサービス提供」ができるよう、法人全体で職員の専門性が十分に発揮できる組織づくりを行う。

4つの機能



1 友愛のさと診療所

[根拠法令等 : 医療法第7条第1項、障害者総合支援法第5条第8項]

診療科目	診療日
小児科	月～金曜日
精神科	月～金曜日
整形外科	第2・第4金曜日
眼科	月曜日
耳鼻いんこう科	第1・第3火曜日

1 運営方針

医師の専門性や採算性等の理由により、他の医療機関での診療が困難となっている児童精神医学領域および小児神経医学領域の患者に対して、専門医療サービスの提供を適正かつ円滑に行っていく。また、浜松市の各専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、社会的信頼を得るとともに社会貢献に努める。

2 重点項目

<診療部門>

- (1) 常勤医師の増員および非常勤医師の必要数を確保することにより、増大する医療ニーズに対応するとともに、新患者の待機期間の短縮を目指す。 **拡充**
- (2) 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション事業について、対象となる多くの方に利用していただけるよう広報活動を積極的に行う。
- (3) 医療型短期入所事業について、利用者アンケート等を実施し、ニーズに合わせたサービスの提供を行う。また、多くの市民および教育、医療機関の方に周知していただけるよう広報活動を行う。

<心理部門>

- (4) トラウマ治療の必要なケースの増加に対応するための研修を進め、トラウマ治療の充実を継続する。
- (5) 学習障がいがある児への読み・書きに対する学習方略を学ぶためのグループ指導の効果の検証と改善を継続して図る。
- (6) かんもく等の特殊なあらわれを持つ児の保護者同士の情報交換の場を引き続き設ける。
- (7) 行動障がいがある児・者への具体的な支援について ABA の専門家の指導を受けて効果的な支援を提供していく。

<リハビリ部門>

- (8) 重症心身障がいのある児(者)に対し、理学療法士による姿勢管理や呼吸介助・排痰介助の指導、パーカッションベンチレーター等の使用による呼吸機能維持、整形外科治療やボトックス治療との連携等の効果的なリハビリテーションを実施する。
- (9) 言語聴覚士による摂食・嚥下機能障がいのある児(者)に対する摂食・嚥下訓練・指導の充実を図り離乳初期から中期の児を対象とした摂食指導グループを実施する。
- (10) 作業療法士による発達障がいのある児(者)に対する感覚統合訓練等の充実を継続的に行う。

3 主な事業

3-1 診療事業

項目	事業内容	計画件数等			
(1) 診療事業	一般外来、乳幼児精密検査、予防接種等を行う。	診療実日数	244 日		
		延べ患者数	37,500 人		
		うち新患患者数	800 人		
		内	精神科	244 日 19,000 人	
			小児科	244 日 17,550 人	
			整形外科	24 日 320 人	
		訳	眼科	46 日 470 人	
			耳鼻いんこう科	24 日 160 人	
		(2) 診療事業 (訓練指導)	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練・療育を実施する。	指導実日数	244 日
延べ患者数	21,240 人				
内	理学療法			4,000 人	
	作業療法			4,400 人	
	言語聴覚療法			3,200 人	
訳	視能訓練			740 人	
	臨床心理			8,900 人	
乳幼児に対する個別・集団指導 (※再掲)	早期支援グループ [もぐもぐ・パンダ]			90 回 500 人	
	心理グループ支援 (※再掲)			① 学童期の発達障がいのある児への小集団療育[SSTグループ]	40 回 320 人
				② 青年期前期の発達障がいのある男子小集団支援[ゲームクラブ]	2 回 10 人
			③ 次年度就学を控えた発達障がいのある児の小集団支援[学校ごっこ]	6 回 36 人	
			④ 学童期から青年期の発達障がいのある女子小集団支援[ガールズクラブ]	3 回 12 人	
			⑤ 発達障がいのある児の親支援[ゲームクラブ親の会]	2 回 10 人	
			⑥ 発達障がいのある児の親への育児支援[ペアレント・トレーニング]	36 回 216 人	
			⑦ 学習支援グループ「よみ」	2 回 10 人	
			⑧ 学習支援グループ「かき」	6 回 18 人	
			⑨ かんもく児親グループ	8 回 64 人	

項目	事業内容	計画件数等
	ピアクラブ 作業療法、言語聴覚療法の個別指導を終了した学童期の小集団指導 学童期吃音児への小集団支援	45 回 450 人 5 回 40 人
(3) 薬局	院内処方 院外処方	150 件 6,300 件
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等を行う。 ア X線検査 イ 脳波検査 ウ 聴性脳幹反応検査 エ 聴力検査 オ 言語発達検査 カ 超音波検査 キ 血液検査 ク 尿検査 ケ 検査記録の管理 コ 検査機器、検査室の整備維持管理	150 件 120 件 10 件 48 件 30 件 5 件 200 件 40 件 随時 随時

3-2 医療型特定短期入所事業

浜松市から医療型短期入所事業を受託し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を対象に、日中預かり(短期入所サービス)を行う。	280 人
---	-------

3-3 訪問看護事業

在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対して、適切な看護サービスの提供を行う。	300 人
---	-------

3-4 訪問リハビリテーション事業

在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対して、適切なリハビリテーションを実施する。	650 人
---	-------

3-5 訪問診療事業

訪問リハビリテーション実施者に対して、医師による訪問診療を実施する。	50 人
------------------------------------	------

自主事業

項目	事業内容	計画件数等
専門性向上を目的に行う研修、普及、啓発事業	高度な専門性を持つ外部講師を招聘した研修を実施し職員の専門性向上、および外部に向けて普及・啓発を行う ① 外部講師を招いた研修会及び事例検討会(心理:ABA研修会) ② 外部講師を招いたリハビリテーションに関わる講演会	3 回 120 人 2 回 100 人
特別支援学校訪問指導事業	理学療法士、作業療法士による西部特別支援学校、浜北特別支援学校への訪問指導	12 回 60 人

2 療育センター

1 運営方針

在宅の障がいのある子どもへのリハビリテーション及び地域療育を推進していく中核施設として、心身に発達遅れや障がいのある子ども、あるいはその疑いがある子どもとその家族を対象に、総合的、系統的な医学的発達援助と療育支援を行い、子どもの自立に必要な能力の開発を図り、障がいの早期発見、早期療育に努める。なお、これらの一連の発達援助を進めるにあたっては、各関係機関と密接に連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

2 重点項目

(1) 幼稚園・保育園及び学校への支援

① 教育委員会と協働で行っている「発達教育研修」について

医師、臨床心理士、相談支援事業所シグナルスタッフによる発達障がいに関わる市内の教員研修の一部を、教育委員会からの要請を受け、協働で行う。

- ・小学校・幼稚園の現場へ出向き、発達障がい児にも理解しやすい小学校・幼稚園、教育のあり方について研修協力を行っていく。
- ・教育センターで開催される研修に講師を派遣する。

② 園・学校等訪問支援

障害児等療育支援事業として、幼稚園、保育園、学校、特別支援学校等へ、専門的な指導・配慮が必要な子どものより良い環境づくりのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等を派遣し、助言を行う。

③ 療育推進事業

親子交流遊び広場(うずらちゃん広場)を介して、心身の発達に遅れがあるなど心配のある子どもと家族が楽しく過ごし交流できるような場の提供や発達や育児の相談、福祉サービスの提供といった「相談業務」を相談支援事業所「シグナル」と連携して行う。

3 主な事業

3-1 障害児等療育支援事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 障がい児の通う保育所や教育機関等への療育技術指導	① 保育所や教育機関への支援	個別: 保育園、幼稚園への相談・訪問支援	随時
		個別: 小学校、中学、高校への相談・訪問支援	
		集団: 保育園、幼稚園への相談・訪問支援	
		集団: 小学校、中学、高校への相談・訪問支援	
	② 特別支援学校への支援	個別: 発達医療センターでの関係機関連絡会 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校)	140 件
		集団: 教育委員会との研修 「発達教育研修」	14 回
	個別: 理学療法士、作業療法士、臨床心理士、視能訓練士による相談・支援事業	35 人	

3-2 療育推進事業

項目	事業内容	計画件数等
(1) 親子交流あそび広場 (うずらちゃん広場)	発達の気になる子とその保護者に遊びの場を提供し、保護者が相談できる機会も設ける。	開催回数及び参加人数 40 回 1,500 人
	また、おもちゃの貸出	個別相談件数 80 件
	やプレイポートの開放	おもちゃ貸出 40 回
	等を行う。	プレイポートの一般貸出 60 回 600 人

3 子どものこころの診療所

【医療法第7条第1項】

診療科目	診療日
精神科(小児科)	月～金曜日

1 運営方針

- (1) 幼児期から学童・思春期に至る発達障害や情緒障害を治療する専門機関として質の高い医療を提供する。
- (2) 医師による治療方針のもと、臨床心理士や言語聴覚士などによる療育を実施し、子どもの症状改善を図る。
- (3) 子どもの保護者が何らかの問題を有するためにキーパーソン機能が十分ではない場合には、保護者への適切な支援および治療を提供し、その改善を図る。
- (4) 隣接する保健所に開設する児童発達支援事業所と連携し、利用児の評価と療育計画において個別訓練と医師の治療方針を踏まえた専門的助言を行う。
- (5) 地域の教育機関・医療機関・福祉施設などとの連携を密にし、障害の有無にかかわらず安心して地域で生活できるよう、専門的知識を有する職員が適切な支援を行う。

2 基本及び継続項目

- (1) 浜松医大精神科および国立病院機構天竜病院との連携を図り、常勤医師2名と精神科非常勤医師による診療体制を維持するとともに、新患患者の待機期間の短縮を目指す。
- (2) 言語聴覚療法にて、訓練頻度の確保とともに患児の機能向上に必要な訓練開始時期の早期化に取り組む。また、言語聴覚士間で綿密にカンファレンスを行い、部門として均一な患児の評価と訓練精度を保ち、質的量的両面での向上を目指す。
- (3) 2人体制による PECS 導入も堅持し、患児の将来を見据えたコミュニケーション訓練と視覚支援などを行う。
- (4) 臨床心理士によるペアレント・トレーニングを集団形式および個別形式で実施し、個々の家庭のニーズに合わせたプログラムを提供する。
- (5) ペアレント・トレーニングで対応することが難しい親子を対象に、愛着関係の修復、トラウマの治癒、家族関係の改善、発達障害の特性理解とその支援方法などを目的とした心理療法を提供する。
- (6) 医療だけでは対応困難な症例の増加に対して、精神保健福祉士が関わり教育・保健・福祉の関係機関との連携が円滑に進むように調整を行う。
- (7) 精神保健福祉士による訪問看護を行い、その効果について検証していく。

3 重点項目

(1) 各方面からニーズの高い親子並行治療について応需し、親子治療を一元的にサポートできることを目指す。

(2) 保健所に開設する児童発達支援事業所に通所する患児においては、言語聴覚療法における個別訓練が集団場面でも汎化できているかを確認しながら、適宜集団場面での評価を実施し、児童発達支援事業所とのカンファレンスにより個別指導計画作成に関与していく。 **新規**

(3) 保護者のトラウマにより子どものキーパーソン機能低下が顕著なケースには、臨床心理士から保護者に対し、より直接的な治療(EMDR、自我状態療法など)により改善を図る。

(4) 保健所に開設する児童発達支援事業所を利用する対応困難な保護者についてはカンファレンスで情報共有を図り、各専門職がその解決のための助言を行う。 **新規**

4 主な事業

項目	事業内容		計画件数等		
(1) 診療事業	一般外来を行う		診療実日数	244 日	
			延べ患者数		25,200 人
			うち新患患者数		920 人
(2) 診療事業 (訓練指導)	個別指導	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練や評価を実施する。	指導実日数	244 日	
			延べ患者数		7,500 人
			内訳	言語聴覚療法	2,900 人
				臨床心理	4,600 人
	トペリアルレントグ・等	① 集団形式	実施回数	130 回	
			延べ患者数		520 人
② 個別形式		延べ患者数		250 人	
(3) 薬局	院外処方		12,600 件		
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等を行う		ア 聴力検査	随時	
			イ 血液検査	随時	
			ウ 検査記録の管理	随時	
			エ 検査機器の整備維持管理	随時	
(5) その他の事業	インテーク面接(初診時間診)		720 件		
	他機関との連絡調整		随時		

4 相談支援事業所「シグナル」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第17項、第77条第1項、児童福祉法第24条の28、
浜松市障害者相談支援事業実施要綱]

1 運営方針

地域の障がいのある児者及びその家族の福祉の向上を図り、自立した地域生活を営むことができるよう、生活、療育、教育、福祉、保健、医療に関する各種相談に応じる。専門的職員を配置し、相談支援を適切かつ効果的に行う。

2 重点項目

- (1)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所として、障がい児に対する相談支援体制を強化する。
- (2)発達医療総合福祉センターの障がい児支援に関する専門的な知識・技術を地域に還元するための窓口としての機能の充実を図る。
 - ① きょうだい会や発達セミナー等の家族への福祉情報の提供など支援の充実を図る。
 - ② 地域の専門職向けの研修会・事例検討会の開催及び出席。
- (3)園・学校、事業所等からの依頼により、他機関への助言、技術支援に努める。
- (4)障がい児(者)の居宅及び通所サービスについて、サービス等利用計画を作成する。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容	計画件数等
(1)障害者相談支援事業	福祉サービスの利用に関する支援	2,100 件 (延べ件数)
	社会資源の活用に関する支援	
	障害や病状の理解に関する支援	
	健康・医療に関する支援	
	不安の解消・情緒安定に関する支援	
	保育・教育に関する支援	
	家族関係・人間関係に関する支援	
	家計、経済に関する支援	
	生活技術に関する支援	
	就労に関する支援	
	社会参加に関する支援	
	余暇活動に関する支援	
権利擁護に関する支援		
(2)相談支援機能強化事業	専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応	再掲 450 件
	障害福祉サービス事業所等に対する専門的な指導、助言等に関する業務	50 件
	教育機関・医療機関・企業・自治会等への助言等に関する業務	再掲 20 件

項目	事業内容	計画件数等
(3) 住宅入居等支援事業	障がいのある人等の住宅入居に関する支援を行う。	数件
(4) 相談支援事業所間の連絡調整	障がいのある児者への相談支援が円滑に行えるよう、他の相談支援事業所との連絡調整を行う。	50件
(5) 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定障害児相談支援事業	障がいのある児者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談に応じ、サービス利用計画を作成しモニタリングを行う。	4,500件
(6) 療育事業	インテーク面接	800件
	関係機関面談	※

※ (2)相談支援機能強化事業に含む

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
家族支援事業	らっこちゃんグループ	運動発達遅滞児の保護者対象の早期育児支援グループを開催する。
	きょうだいの会	当事者以外の家族を対象とした講演会・グループワーク等を開催する。
啓発事業	こども発達セミナー	一般市民を対象としたこどもの発達をテーマにした講演会を開催する。
地域との連携強化事業	医療機関、療育機関等との連絡会等	随時
	保健師社会福祉課担当者等との連携強化	随時

5 その他

項目	事業内容	計画件数等
(1) 園・学校等訪問支援	障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う。 ※児童発達支援センターひまわりで実施する保育所等訪問支援事業、保育所等巡回支援事業での支援は除く。	随時
(2) 家庭訪問等個別支援事業	浜松市が障害者相談支援事業所「シグナル」に委託している「浜松市家庭訪問等個別支援事業」において、虐待のおそれのある障害者の家庭に対して、重点的に訪問することにより、家族関係の修復や家庭の不安を解消し、障害者虐待の未然防止を図る。	12件
(3) 他部門への技術支援	施設回診	30回
	施設カンファレンス	15回

5 発達相談支援センター「ルピロ」

[根拠法令等:発達障害者支援法第14条、浜松市発達障害者支援センター事業実施要綱]

1 運営方針

発達障がい児者やその保護者・家族に対して、ライフステージに対応した支援を行うために必要な技術、知識の提供とデータの蓄積を行う。

市民や各関係機関職員からの発達障がい児者に対する理解と支援を得られるように、情報発信啓発、研修を行う。

2 重点項目

(1)相談者の増加に伴う相談待機期間の遅延に対応するため、相談支援事業を充実させる。

(2)発達障害や疑い児への対応力向上を目的とした保護者、保育者向けのペアレントプログラム研修を実施する。

新規

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1)相談支援・発達支援	発達障がいのある児者とその保護者・家族からの相談に応じて適切な情報提供や関係機関への紹介を行う。 また、各区役所での相談活動を行う。	4,200件 (延べ件数)	
(2)相談支援・就労支援	発達障がい者の就労に関して、職場定着、雇用拡大に向けての取り組みを行う。高校、専門学校、大学、当事者団体との連携による就労に関する啓発活動を行う。		
(3)地域住民等に対する普及啓発	市民向け講演会	2回	
(4)関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修事業	研修講師派遣	20回	
	発達障がい児保健師研修会 (計1回)	講義	1回
		ペアレントプログラム	6回
	発達障がい児保育者研修会 (計1回)	5日間コース	5回
		公開講座	1回
		基幹的職員研修 (フォローアップ)	6回
	療育関連施設事業者向け事例検討会	5回	
	私立幼稚園職員向け実地研修	5回	
支援者向け研修	随時		
新規	保護者向けペアレントプログラム研修	1回	

	放課後児童会全体研修		2回	
	公立幼稚園発達支援の部屋スタッフ向け実地研修		5回	
	公立保育園個別保育実践報告会のスーパーヴィジョン		1回	
(5) 関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会開催		2回	
	連絡協議会への参加(県内・全国・中部北陸ブロック・全国自閉症)		5回	
	調整会議及び 連絡協議会参 加	関係機関及び関係施設等 関係機関事例検討会・親の会		20回
		たんぼぼ広場(各会場・子育て支援課)		30回
	機関コンサルテーション 相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言指導等 学校教職員・就労支援者・放課後児童会職員・企業・障害福祉サービス事業所・医療機関・外国人学校等指導者 向け研修・家庭児童相談室SV・子どもの発達支援巡回事業事例検討会及び同行訪問		550回	
(6) 個別支援のための調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関に依頼する		2回	
(7) 個別支援のための事例検討会	専門医等により、定期的 にケースについての指導 を受ける	友愛のさと診療所	1回	
		子どものこころの診療所	3回	
		その他の医療・療育機関	3回	
(8) 発達支援広場への技術援助	発達支援広場へ訪問し、技術支援を行う		168回	
(9) 子育て支援広場への技術支援	子育て支援広場へ訪問し、技術支援を行う		21回	
(10) 通訳支援	電話・来所相談支援及び発達検査での通訳業務		200件	
	診療所、園・学校・区役所・関係機関での通訳業務		200件	

6 児童発達支援センター「ひまわり」

[根拠法令：児童福祉法第43条第1号、浜松市保育所等巡回支援事業実施要綱]

		定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
毎日 通園部	重症心身障がい児	10	4:1	3:1	6	1	1	8
	身体・知的・発達障がい児	55	4:1	4:1	22	兼務	1	23
親子通園部		15	-	(身体は3:1)	8	兼務	1	9
保育所等訪問支援・園・学校等訪問		-	-	-	兼務	兼務	1	1
保育所等巡回支援事業					2			2
合計		80	4:1	3:1	38	1	4	43

		開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
毎日 通園部	重症心身障がい児	237	2,200	15	9.3	92.8
	身体・知的・発達障がい児	237	14,500	70	61.2	111.2
親子通園部		237	3,800	140	16.5	106.9
合計		237	20,500	225	87.0	102.3

※毎日通園部は、年齢、障がい程度、発達状況に応じて「きらきら」(知的障がい児・発達障がい児)学年別3クラス、「ほかほか」(重症心身障がい児1クラス・身体障がい児1クラス)で編成する。

1 運営方針

心身の発達に遅れのある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援: 日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援: 個別面談や家庭訪問、学習会等を実施し、積極的に家庭支援を行う。
- (3) 地域支援: 地域において、保育所等訪問支援事業、保育所等巡回支援事業などを実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
②自分でできることを増やす。
③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 家庭での困った行動について、家庭で適切な理解と対応ができるように、具体的な対応方法について相談、支援を実施する。
- (3) 就園前の親子通園において、早期に介入することで親子療育の充実を図る。また、一般園との併行による親子通園において、より社会性の向上に向けた支援を実施する。
- (4) 地域支援の一つとして、地域の児童発達支援事業所を対象として、発達に特性のある児の理解という目的で勉強会を開催する。 **新規**
- (5) 臨床心理士による、家族に対して子どもへのかかわり方についての勉強会「ペアレントトレーニング」を実施する。

3 主な事業

3-1 児童発達支援事業

《毎日通園部》

時 間	日 課	
8:30 ~	開所	送迎バス 運行
9:30 ~	自由遊び、個別面談等	
10:00 ~ 11:30	排泄、朝の会、設定活動等	
12:00 ~ 13:00	給食、排泄	
13:00 ~ 14:00	設定活動(絵本、集団遊び等)	
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取、排泄	
15:00 ~	個別面談、家庭訪問等	送迎バス 運行
17:15	閉所	

《毎日通園部》

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数
(1) 療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚あそび、音楽あそび、造形等)、合同活動(リトミック、マラソン、誕生会)等 日常生活動作および技能への支援	毎日
	臨床心理士との連携(ABA対応に基づく行動支援)	5 件
	個別課題支援(こっこタイム)の実施	300 回
	摂食に関する児について医療機関との連携	5 回
	作業療法士との連携(感覚統合に基づく支援)	48 回
	理学療法士との連携(姿勢・運動の支援)	24 回
	臨床心理士によるペアレントトレーニング 1G6人8回	8 回
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)、尿・ぎょう虫検査(年1回)、歯科検診(年1回)	14 回
	医療的ケアの実施(重心児7人、重心以外児4人)	1,580 件
	嘱託医による回診	250 件
	嘱託医による定期健康診断(毎日通園児年2回)	174 件
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だより発行	延べ300回
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問	3回(210人)
	保育公開日	2 回
	家族交流会	1回(延170人)
	お泊り保育(きらきら・ぽかぽか共に年長児を対象)	1 回
	運動会(きらきら、ぽかぽか)	各1回(延170人)
	生活発表会(きらきら、ぽかぽか)	各1回(延170人)
	祖父母参観会	1回(延50人)
	親子あそび会	1 回
	母親を対象:懇談会の実施	各クラス 3 回
	保護者会「くすの木」の支援	8 回
	父親を対象:父親参加会、勉強会、懇談会等の実施	5 回
	家庭での困った行動について対応策の検討及び訪問支援	5 回
(4) 進路相談支援	市教育委員会指導主事の就学ガイダンスの実施	2 回
	特別支援学校の体験入学・幼稚園、保育園、小学校の見学会へ同行	6 回
	学校との連携・移行支援会議	5 回
(5) 地域との連携	地域の幼稚園・保育園との交流保育の実施	6 回
	学生実習の受け入れ	2 回
	中学生の福祉体験、ボランティア受け入れ	3 回

《親子通園部》

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
すくすく	運動発達の遅れ、染色体異常のある児とその保護者	1～2	36回/年	1グループ(9名)
こぐま	肢体不自由のある児とその保護者	年少小	41回/年	1グループ(9名)
きりん	知的障がいや発達障がいの疑いのある児とその保護者	年少小	180回/年	8グループ (1グループ9名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導
	食事指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ～ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ～ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ～ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ～	個別面談等
17:15	閉所

(イ) 併行通園グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全120回/年	4グループ(12名)
くじら	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年中・年長	全80回/年	2グループ(12名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由あそび等
15:00 ～ 15:30	始まりの会、机上課題
15:30 ～ 16:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、ゲーム等)
16:00 ～ 16:30	おやつ、帰りの会
～ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援事業

事業内容	計画件数等
保護者と事業の個別給付契約を行った後、申請により支援計画作成に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を行う。	250 回

3-3 保育所等巡回支援事業

事業内容	計画件数等
障がい児等を保育・教育する機関からの依頼により、専門職(保育士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等)を派遣して支援方法の助言や技術支援等を行う。	190 回
巡回支援事業の対象園の保育者を対象に、希望・依頼のある園に対して講師派遣等により支援を行う	6 回

3-4 発達支援学級担当教育研修(浜松市教育委員会より依頼)

事業内容	計画件数等
浜松市教育委員会より依頼を受け、新しく発達支援学級を担当した教員の資質の向上を図るため、発達支援学級の経営・児童生徒の理解・教育課程の編成や指導法について、児童発達支援センター「ひまわり」にて実習及び事例検討を行う。	30 人

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
(1) 地域支援 1 まとまり食・ミキサー食勉強会	自宅でミキサー食やまとまり食の提供を必要とする家庭を対象に、調理法方のレクチャーや実習を行う	3回
(2) 地域支援 2 新規 発達に特性をもつ児と関わる児童発達支援事業所職員の勉強会	地域の発達支援事業所の職員を対象に、発達に特性をもつ児への理解を深めるための勉強会を行う。	1回

7 浜松市発達支援広場事業

[根拠法令等:浜松市発達支援広場事業実施要綱]

たんぽぽ広場

会 場	浜北保健センター	中央保健福祉センター
開催日時	毎週月曜日 午前	毎週水曜日 午前
対 象 者	1歳6ヶ月児健診等で、対人関係の問題や発達障がい疑いがあり、 集団の早期療育アプローチの必要性があると思われる幼児とその保護者	
定 員	親子20組程度	

施設型

会 場	発達医療総合福祉センター	
開催日時	月曜日～金曜日 午前 (1グループ月3回程度)	
対 象 者	「たんぽぽ広場」等において就園前の継続的な療育的支援や発達支援が必 要と判断された児とその保護者	
定 員	1グループ親子15組程度	年間60組程度

1 運営方針

市内で開催する浜松市発達支援広場事業(たんぽぽ広場7会場、施設型3会場)のうち、たんぽぽ広場2会場と施設型1会場を受託運営する。

対人関係の障がいや精神発達の遅れ等が疑われる児とその保護者に早期療育的アプローチや相談、交流の場を提供し、児及び保護者の状況を把握するとともに、児に必要と思われる療育の方向性を定め、保護者に適切な助言を行い、理解と受容を促し、適切な時期に適切な療育に結び付けていく場を提供する。

また、専門性の高い職員を派遣することで、早期療育の質をより高め、的確に児と保護者の状況を評価(スクリーニング)し、その児の将来を見据えた支援について助言・指導を行い、次の療育に結び付ける。児と保護者に必要な支援の第一歩となる場を提供する。

2 主な事業

2-1 たんぽぽ広場

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等		
(1) 発達支援広場 (たんぽぽ広場)	コーディネーター1名、保育スタッフ4名を中心に、メインプログラム、自由遊び、ルピロスタッフとの事後カンファレンスを行い、各児と保護者の状況の把握、支援の方法、方向性について相談を行う。	センター 中央保健福祉	開催回数	40回
			参加組数	65組
			延べ参加組数	700組
			延べ人数	1,400人
		センター 浜北保健	開催回数	40回
			参加組数	65組
			延べ参加組数	700組
			延べ人数	1,400人

項目	事業内容	計画件数等
(2) 医師相談日	月1回、発達支援広場の医師相談日を開催し、希望者に医師相談を実施する。	各年12回
(3) 心理相談日	月1回、発達支援広場の心理相談日を開催し、希望者に心理相談を実施する。	各年12回
(4) 親同士の話し合いの会	月1回、発達支援広場参加者の親同士の話し合い日を開催し、話し合いのファシリテーターを親同士の話し合いアシスタントが務める。 親同士の話し合いアシスタントは、発達障がいのある児の親もしくは発達障がいに対する知識を有する人を公募または紹介にて依頼し、親同士の相談に乗る。	各年12回
(5) 研修会・連絡会等の開催	他の発達支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と統一に向けて相談を行う。	随時

2-2 施設型

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
びよびよ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	1~2	60回/年	3グループ(各15組)

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 発達支援広場 (施設型)	コーディネーター1名、保育スタッフ3名、臨床心理士1名を中心に開催し、朝の会、メインプログラム、帰りの会、事後カンファレンス、個別心理相談等を行う。実施にあたり、発達の課題に応じた対応を考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応等を促すプログラムとする。 保護者が児の行動特性による対応に苦慮していることに十分に配慮し、不適切な対応や親子関係の歪みが生じないよう、児に対する保護者の対応や精神面での相談支援を行う。	開催回数	60回
		参加組数	45組
		延べ参加組数	600組
(2) 他機関との連携	継続的な支援を行うため、児の特性やその家庭に必要な支援等について、参加児の紹介元機関や今後の通園予定機関と連携を図る。	随時	
(3) 研修会・連絡会等の開催	他の発達支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業生の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と統一に向けて相談を行う。	随時	

☆

8 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」

[根拠法令：根拠法令等：児童福祉法第6条2の2]

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	-	2	3	1	1	5
保育所等訪問支援	-	-	-	兼務	兼務	兼務	兼務
合計	10	5:1	5:1	3	1	1	5

区分	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
児童発達支援	225	2,550	75	11.3	113%

1 運営方針

心身の発達に遅れのある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援: 日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援: 子育てについて、個別面談や家庭訪問、学習会等、積極的に家庭支援を行う。
- (3) 地域支援: 地域において、保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①基本的な生活習慣の自立を促し、整えていく。

②人との適切なかかわりを育む。

③保護者が児の特性理解を深め、家庭や園でのより適応的な行動を養う。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 就園前の親子通園において、早期に介入することで発達障害を有する児およびそのリスク児の発達を促し、問題行動の予防を図るとともに、保護者の子どもへの特性理解を深め、児の特性にそくした子育てが営めるように保護者支援を図る。
- (3) 利用児の特性を理解し、家庭でのより適切な対応の促進を図るために、家庭等に出向き具体的な対応方法について相談、支援を実施する。
- (4) 臨床心理士による、保護者および養育者に対して、「発達障がい」に纏わる勉強会を開催する。
- (5) 就園前療育グループを終了した児を対象に、フォローアップ療育を月に1度行なう。

新規

3 主な事業

3-1 親子通園

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
きりん	知的障害や発達障害の疑いのある児とその保護者	年少小	225回/年	5グループ (1グループ8名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)、排泄指導 食事指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時 間	日 課
8:30 ~	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ~ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ~ 11:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
11:00 ~ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ~	個別面談等
17:15	閉所

(イ) 併行通園グループ

グループ名	対 象 者	年 齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全166回/年	4グループ(7名)
キラピーくらぶ 新規	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少	全12回/年	2グループ(7名)

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク、「発達障がい」にまつわる勉強会の実施

時 間	日 課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
14:30 ~ 15:30	始まりの会、机上課題
15:30 ~ 16:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、ゲーム等)
16:00 ~ 16:30	おやつ、帰りの会
~ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援事業

事 業 内 容	計画件数等
保護者と事業の個別給付契約を行った後、申請により支援計画作成に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を行う。	75 回

9 児童発達支援事業所（毎日通園）

[根拠法令：根拠法令等：児童福祉法第6条2の2]

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	-	2	2	1	1	4
保育所等訪問支援	-	-	-	兼務	兼務	兼務	兼務
合計	10	5:1	5:1	2	1	1	4

区分	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
児童発達支援	172	1,380	12	8.0	80.0

1 運営方針

心身の発達に遅れのある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援: 日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援: 個別面談や家庭訪問、学習会等を実施し、積極的に家庭支援を行う。
- (3) 地域支援: 保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標

- ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
- ②自分でできることを増やす。
- ③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 医療(子どものこころの診療所)と連携して集団療育を行うことにより、利用児の障害特性の緩和や集団生活での困難を改善させ、療育効果を高める。

3 主な事業

3-1 毎日通園

時 間	日 課
8:30 ～	開所、個別面談、自由遊び等
9:30 ～ 10:00	登園、朝の会、排泄
10:00 ～ 12:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
12:00 ～ 13:00	昼食
13:00 ～ 15:00	設定活動(集団活動、絵本等)
15:00 ～ 15:30	帰りの会、排泄、帰宅
15:30 ～	個別面談、家庭訪問等
17:15	閉所

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚あそび、音楽あそび、造形等)、合同活動、個別活動等 日常生活動作および技能への支援
	言語聴覚士、臨床心理士等専門職との連携
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)、尿・ぎょう虫検査(年1回)、歯科検診(年1回)
	嘱託医による回診
	嘱託医による定期健康診断(毎日通園児年2回)
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だよりの発行
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問
	保育公開日(参観会)
	グループワーク
(4) 進路相談支援	就学ガイダンスの実施
	特別支援学校の体験入学・幼稚園、保育園、小学校の見学会へ同行
	学校との連携・移行支援会議
(5) 地域との連携	地域の幼稚園・保育園との交流保育の実施

3-2 保育所等訪問支援事業

事 業 内 容
保護者と事業の個別給付契約を行った後、申請により支援計画作成に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を行う。

10 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項・第14項]

	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
生活介護(パステル)	40	5:1	5:1	12	1	2	15
就労継続支援(グリーン)	10	7.5:1	6:1	2	生活介護と兼務	兼務	2
合計	50	-	-	14	1	2	17

	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
生活介護(パステル)	245	11,500	52	47.6	117
就労継続支援(グリーン)	245	2,300	10	9.5	94
合計	245	13,800	62	56.3	113

1 運営方針

利用者の人格を尊重し、一人ひとりが豊かな日常生活・社会生活を営むことができるよう利用計画に基づいた支援をする。

《基本方針》

- ① 障がいのある人とその家族が安心して生活できる場所作りを行う。
- ② さまざまな経験を通して、より豊かな生活を送れるための支援を行う。
- ③ 自分の気持ちを表現する方法をより多く身に付け、主体的に生活できような支援を行う。

(1)生活介護事業

食事や排泄・安全な移動等日常生活の支援、諸活動及び生産活動の機会の提供を行い、利用者が自立した日常生活を営むうえで必要な手続きや技能を習得できるよう支援する。活動内容は、利用者及び家族の意向を尊重するとともに、利用者のそれぞれの個性に合わせた活動カリキュラムを提供する。

(2)就労継続支援事業(B型)

仕事を通して個々の心身の発達を促すとともに、社会体験、調理実習、レクリエーション等の機会を提供することで、利用者が社会生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるように支援する。また、作業能力、自立度が向上した利用者に対しては、希望に応じて就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労等への移行支援を行う。

2 重点項目

- (1)障がい特性や年齢に合わせたグループ活動及び個別支援に重点を置いて取り組む。
- (2)利用者が関わる機関(行政、医療機関、他の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等)との連携、情報交換等を積極的に行い、家族支援も含めた包括的な支援に取り組む。
- (3)施設の構造化や環境調整に取り組み、利用者の特性に応じた生産活動や日中活動の充実を図る。
- (4)利用者の健康診断を充実させ、安定した施設利用が継続できるよう支援する。 **拡充**
- (5)自主製品の製作・販売について、はばたき、ふれんずと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売強化に取り組む。 **拡充**

3 主な事業

項目	事業内容	
生活介護事業	(1) 日常生活支援	個別支援計画に基づき、安全で快適な日常生活の支援(排泄、食事等)を実施する。
	(2) 諸活動	体育、音楽、創作、散歩、レクリエーション、部活動等生活に楽しみを感じる余暇支援を行う。
	(3) グループ別活動	障がい特性、年齢層に応じた小集団活動を行う。(4グループ)
	(4) 生産活動支援	自主製品、下請作業活動を通じ、作業意欲の向上を図る。また、アート製品や革工芸製品の製作・販売に取り組む。
	(5) 社会体験活動	買い物、社会体験等を実施し、仲間との外出を楽しむ。
	(6) 健康管理	体重・血圧測定、健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。
	(7) 家庭との連携	連絡ノート、施設便りの発行、面談等を行う。
	(8) 家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設との連携、情報提供等を積極的に行い、家族も含めた包括的支援を行う。
	(9) 地域との交流	かがやきキラキラアート展(作品展)を実施し、活動を地域へ発信する。
就労継続支援事業	(1) 生産活動・就労支援	<p>清掃業務 発達医療総合福祉センターの建物の清掃業務を一部請負い、利用者が社会参加をする機会を設ける。</p> <p>下請業務 地域の企業からの下請作業を行い、就労意欲の向上を図る。</p> <p>自主製品製作・販売 拡充 地元企業との共同によるエコうちわの販売を行う。また、アート製品、革工芸製品等の製作・販売を増やしていく。はばたき、ふれんずと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売強化を図る。</p> <p>園芸業務 障害者優先調達推進法に基づく草刈業務を行う。</p> <p>工賃支給 工賃配分は、固定給、時間給、評価給を併用して支給する。</p>
	(2) 日常生活支援	個別支援プログラムに基づき、社会的自立を目指す上での必要な情報提供や個別支援を行う。
	(3) 社会体験活動	食事会、社会体験、レザーク講習会を行う。
	(4) 一般就労支援	必要に応じて就職面接会・職場見学・職場実習等の情報提供を行い、就労継続支援施設A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労に向けた支援を行う。
	(5) 健康管理	体重・血圧測定、健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。健康診断の検査項目を充実させる。 拡充
	(6) 家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設との連携、情報提供等を積極的に行い、家族も含めた包括的支援を行う。
	(7) 地域との交流	かがやきキラキラアート展(作品展)実施し、かがやきの活動を地域へ発信していく。

時間	《生活介護日課》	《就労継続支援日課》
8:30	開所 送迎バス運行	開所 送迎バス運行
9:30 ~	個別活動	個別活動
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、トイレ、着替え	送迎バス着、更衣、作業準備
10:30 ~ 11:00	朝の会	朝の会
10:45 ~ 12:00	作業、諸活動	受託作業、自主製品製作、清掃
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	作業、諸活動	清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション
14:00 ~ 15:00	更衣、リラックスタイム、帰りの会	清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション、帰りの会
~ 16:00	個別活動 送迎バス運行	個別活動 送迎バス運行
17:15	閉所	閉所

1 1 就労継続支援施設「はばたき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第14項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	7.5:1	6:1	4	1	1	6

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
245	5,100	31	20.8	104.1

1 運営方針

利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用計画に基づいた支援を行う。

生産活動ではその知識及び技術を向上させるための支援をし、より質の高い製品作りのための支援をする。また、必要に応じて就労の機会の提供をしていく。

《基本方針》

- ①意欲を持って生産活動に取り組むための支援を行う。
- ②職場体験・実習等の一般就労のための支援を行う。
- ③健康の維持増進を図るなどして、充実した日常生活を送るための支援を行う。
- ④地域社会の中で自立した生活を営むための情報提供と社会参加の支援を行う。
- ⑤製品販売の機会を増やし、ひとりあたりの工賃分配額の増加を目指す。

2 重点項目

(1) 利用者個々の工賃について、前年度を上回る支給額を目指す。

拡充

- ・「喫茶わいわい」で季節・イベント毎にフェアを開催
- ・「仕入れ販売」で国内他地方の就労支援施設等で製作している製品を集めて紹介・販売するフェアを開催
- ・自主製品の製作・販売について、かがやき、ふれんずと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売強化に取り組む。

(2) 相談支援事業所や特別支援学校、他の就労支援事業所等と連携して利用者を受け入れ、安定した稼働率を維持する。

(3) 就労能力が向上した利用者について、一般就労や就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所への移行を支援する。

(4) 利用者の精神的ケアに重点を置き、個別の相談支援を充実させるとともに、笑顔で過ごせる環境作りに取り組む。

(5) 利用者の健康診断を充実させ、安定した施設利用が継続できるよう支援する。

拡充

3 主な事業

項目	事業内容
(1) 社会生活支援	日常生活支援の他、サークル、体育館利用、社会体験(はばとりっぷ)等のレクリエーション、余暇活動支援を充実する。 生活の自立、人間関係、健康管理、家庭状況等、利用者・家族のニーズを把握し、関係機関と連携をとりながら支援を行う。 また、個別の相談支援を充実させるとともに、楽しく過ごせる環境作り(BGM、娯楽用品、刊行物、職員対応等)を行う。
(2) 生産活動 拡充 就業支援	軒花作業 祭り軒花「はばたき綵花」の製作、販売を行う。(目標7万本以上)
	陶芸作業 食器、陶人形、箸置き、山野草鉢、花瓶等の製作・販売を行う。 また近隣の雑貨店等に販売を委託して販路の拡大を図る。
	喫茶作業 季節・イベント毎にフェアを開催する。 また冷蔵ショーケースの内容を常に充実させる。
	仕入れ販売 国内他地方の施設製品を販売するイベントを開催する。 また新たな販売商品の開拓に取り組む。
	製造販売 ドライフルーツをはじめとするドライ製品の開発に取り組む。
	販売 かがやき、ふれんずと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売強化を図る。
	共同作業 かがやき(就労)と連携し、作業の共同受注、共同支援を行う。
一般就労支援等 就労希望がある利用者には、就職面接会への参加や職場見学、実習等を促し、一般就労や就労継続A型等への移行を目指す。	
(3) 健康管理 拡充	身体測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等を行う。 健康診断の検査項目を充実させる。 加齢や障がいの進行等による体調の変化に留意し、個別支援計画に反映させる。
(4) 家族支援	面談、家庭訪問等でニーズを把握し、利用者の家族を支援する。 関係機関と連携を強め、家族を含めた包括的な支援を行う。
(5) 地域との交流	作業所連合会「わ」の行事に参加したり、軒花作業や製品販売を通じて地域や他施設との交流を図る。

4 自主事業

福祉講演会	地域住民の福祉への理解と向上に向けた取り組みとして、地域住民や福祉施設職員等を対象に講演会を開催する。 ※福祉センター(成人施設部門)が主催し、はばたきが担当する。
-------	---

時間	日 課
8:30	開所 送迎バス運行
9:30 ~	個別活動
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、朝の会、更衣
10:30 ~ 12:00	体操、作業
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:35	作業
14:35 ~ 15:00	帰りの会、更衣
~ 16:00	個別活動 送迎バス運行
17:15	閉所

1 2 障害者生活介護施設「ふれんず」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	3:1	1.7:1	16	1	1	18

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
245	5,130	32	20.9	104.7

1 運営方針

在宅の障がいのある人に対して、創作的活動等日中活動や生活援助等の支援を行い、利用者の自立と生きがいを高めること及び社会参加を促進することを目的とする。

《基本方針》

- ①利用者一人ひとりの個性を尊重し生きがいを高めるよう豊かな日中活動や社会参加活動を提供する。
- ②日常生活、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自立を促すための生活援助を行う。
- ③利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。
- ④利用者の自主活動や自己決定を尊重した取り組みを支援する。

2 重点項目

(1)活動グループを3グループに分け、利用者のニーズや身体状態に合わせた活動内容を選択できるようにする。

(2)クラブ活動を継続し、利用者一人ひとりが自己表現できる場を提供し活動内容を施設外(公共施設展示・ブログ等)に発信していく。センター内の写真展を定期的実施する。

(3)スヌーズレン活動の中で、ハンモックやエアーマットなどを使用し、振動や揺さぶりなどの感覚を楽しむアクティブスヌーズレンを導入する。

(4)重症心身障害者の支援ができる介護・福祉の専門人材育成のために「重症心身障害児(者)対応介護従事者養成研修」の実習施設として協力していく。 **新規**

(5)近隣の高齢者施設と連携を図り、障害者特性や支援方法の伝達やショートステイ先への訪問等により、障害者のショートステイが可能になるように協力する。介護者の介護負担軽減を図ると共に利用者の在宅生活を支援していく。

(6)利用者の健康診断を充実させ、安定した施設利用が継続できるよう支援する。 **拡充**

(7)自主製品の製作・販売について、かがやき、はばたきと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売に取り組む。

(8)小型福祉車両を導入し、医療的ケアが必要な利用者の送迎対応をすることで、家族の介護負担の軽減を図る。 **拡充**

3 主な事業

項目	事業内容
(1) 日常生活支援	移動、移乗、排泄、食事、歯磨き等日常生活に必要な援助を行う。
(2) 機能訓練	理学療法士の指導に基づき、機能訓練・姿勢保持の工夫を行う。 リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行ない計画の見直しを実施する。呼吸機能維持のため、呼吸リハビリテーションを実施する。
(3) 日中活動	<p>ク 自主性や自己決定を尊重した活動を支援する。(散歩、製作、カラオケ、ゲーム、喫茶、リラックスタイム、クラブ活動等)</p> <p>ス 身体状況や個性を尊重し、満足感や達成感を得られるような活動を支援する。(散歩、絵本読み聞かせ、製作、光刺激や振動、スノーズレン、アクティブスノーズレン)</p> <p>クラブ活動内容を施設外(公共施設展示・ブログ等)に発信する。</p>
(4) 生産活動支援	折り染め製品、くるみボタン製品等を、個人の特性や能力に合わせた作業内容・作業工程を工夫して製作する。また、かがやき、はばたきと立ち上げた共有ブランド「わごむ」にて、販売を行う。
(5) 健康管理	健康診断の内容を充実させるとともに、歯科検診、医師回診等を実施する。また、医師の指示のもと、看護師及び研修を修了した支援員が医療的ケアを実施する。
(6) 家庭との連携	毎月の通信、個別面談、連絡帳記入、家族懇談会等を実施し、家庭と連携をとりながら支援を行う。
(7) 家族支援	地域生活を送る上での様々な問題に対して、家族や関係機関と連携をとり支援していく。また、医療的ケアが必要な利用者の送迎対応することで、家族の介護負担の軽減を図る。
(8) 地域との交流	他施設との交流及び自立支援連絡会や他事業所との連携を強化する。

4 地域貢献

<p>新規</p> <p>介護・福祉の専門人材育成への協力</p>	<p>「重症心身障害児(者)の対応介護従事者養成研修」の実習施設として協力する。他施設からの介護職員実習依頼にも対応していく。</p> <p>近隣の高齢者施設と連携を図り、障害者特性や支援方法の伝達や訪問等により障害者のショートステイが可能になるように協力する。</p>
--	---

時間	日 課
8:30	開所
10:00 ~ 10:30	朝の会 水分摂取、健康チェック
10:30 ~ 11:30	午前の活動
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	午後の活動
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取
15:00	帰宅
17:15	閉所 (利用延長希望がある場合17:15まで対応)

1 3 地域活動支援センター「オルゴール」

[根拠法令等:障害者総合支援法第 77 条第 1 項、浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱]

定員	職員配置 予定人数	事業所管理者	合計
15	4	1	5

開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
244	3,640	63	15	100.0

1 運営方針

浜松市の地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターⅡ型事業を受託し、地域において在宅の障がい者や就労が困難な障がい者が、自立した社会生活を営むことができるよう支援する。

また、趣味や見聞を広げることで生活の質を向上させ生きがいを高めることができるよう、適切かつ効果的に支援する。

《基本方針》

- ① 利用者一人ひとりの生活を尊重し、生きがいを高めることができるような日中活動や社会参加活動を提供する。
- ② 利用者が、より豊かな生活を送ることができるように教室活動を実施する。
- ③ 利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。

2 重点項目

- (1) 活動の様子をブログ等に載せることで事業内容を広く周知し、利用対象となる方にとって利用しやすい施設運営を行う。
- (2) 社会参加への促進として、近隣の小学校、中学校と連携して福祉交流会を実施する。
- (3) 地域のイベントへ参加したり、近隣の他事業所との施設交流を行うことで、在宅障がい者の社会参加の機会を設ける。
- (4) 発達障害の方や就労が困難な方を対象に、他機関と連携して次の段階へのステップとしての機会を提供する。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容	計画件数等
(1) 日常生活支援	移動、移乗、食事、排泄、入浴、足湯、洗髪などの日常生活支援を行う。	随時
(2) 諸活動	ボッチャ、ストレッチ体操、クッキング(集団・個別)、喫茶タイム、創作的活動等を行い、知識・教養の向上やお互いの交流を深めていく。	
(3) オルゴール教室	各種教室(絵手紙教室、笑いヨガ、パソコン教室、ケア体操教室、歴史教室等)を開催し、趣味や見聞を広げたり、技術の向上を目指し、生活の質の向上を目指す。	229 回 1,880 人
(4) 衛生管理・健康管理	体力測定、バイタルチェック等を行い、利用者の健康管理を行う。	
(5) 家族との連携	必要に応じて、連絡ノートによる情報交換を行う。家族相互の交流の場を提供する。	
(6) 社会体験	お花見や絵手紙展見学、美術鑑賞、講習会参加等の外出をする。買い物体験や外食体験、他施設との交流等により地域に出かけることで障がいのある方が生活しやすい社会を目指す。	
(7) 地域との交流	小学生や中学生との福祉交流会や作品募集及び作品展示会の開催、他施設との交流や地域のイベントへの参加を積極的に行う。	
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉系学生実習の受け入れや、子どもボランティア受け入れを行う。 ・利用者宅への送迎を実施する。 	

時 間	日 課
8:30	開所、送迎バス運行
9:30 ~	自己通所者到着
10:00	送迎車両到着、バイタルチェック
10:30 ~ 11:30	朝の会、日中活動・教室
11:30 ~ 13:00	昼食、口腔ケア、昼休み
13:00 ~ 14:45	日中活動・教室
14:45 ~ 15:00	帰りの会
15:00	帰宅、送迎バス出発
17:15	閉所

1 4 身体障害者福祉センター

[根拠法令等：身体障害者福祉法第 31 条]

1 運営方針

地域の障がいのある人の社会参加、教養の向上、健康の増進を図るため、創作的活動・スポーツ・教養娯楽等の事業を実施する。また、地域社会との交流を図り、レクリエーションのための便宜の供与等の事業を行う。

2 重点項目

(1) 各講座の利用者定員を確保できるようさまざまな募集方法で行う。

3 主な事業

項 目	事 業 内 容		計画件数等	
(1)機能訓練、教養の向上	教養の向上や技術の習得、趣味・余暇活動の充実を支援するため、各種講座を開催する。	編み物	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 290 人
		囲碁	全 5 回×3 期 定員 10 人	15 回 45 人
		カラオケ	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 340 人
		水泳・スポーツ	全 8 回×3 期 定員 20 人	24 回 280 人
		書道(2 クラス)	全 8 回×3 期 定員 20 人	48 回 480 人
		健康吹き矢	通年 定員 15 人	22 回 260 人
		英会話 親子英会話	通年・全 5 回 定員 6 人	20 回 80 人
		アート・アート	通年 定員 10 人	20 回 160 人
		障がい者スポーツ 「ボッチャ・ミニ大会」	全 1 回	1 回 30 人
		親子スイミング	全 8 回×3 期 定員 30 人(15 組)	24 回 370 人
		親子スポーツ	通年 定員 20 人(10 組)	5 回 30 人
		特別講座(フラワーアレンジメント等)	通年 定員 5 人	10 回 50 人
		(2)レクリエーションのための便宜の供与	講座OBグループへの継続活動支援	
(3)地域との交流	障害者週間等の作品展示（浜松市役所・遠鉄百貨店等）		3 回	
	利用者及び地域の親子を対象として浜松 16 ミリ映画技術協会と「夏休み 16 ミリフィルム上映会」を実施する。		2 回	
	ボランティアとの交流会を実施する。		1 回	
	中学生福祉体験の受け入れをする。		5 回	
	夏休みに小・中学生ボランティアの受け入れをする。		15 人	
(4)作品募集	浜松市内全域の障がいのある人から全国身体障害者総合福祉センター主催の「障がい者による書道・写真全国コンテスト」の作品を募集し、とりまとめを行う。		1 回	

15 障害者体育館・プール

1 運営方針

発達医療総合福祉センター各施設の訓練、療育、日中活動等による利用のほか、施設の有効利用のため、在宅の障がいのある児者への一般開放及び障がい児者団体への貸出を行う。

2 重点項目

(1)温水プール一般開放は、4月から11月まで月・火・水・金・土曜日に開放を行う。

12月から3月まで月・火・金曜日に開放する。

7月から9月は日曜日に開放を行う。

(2)予約による団体貸出を行なう。

(3)多くの方に利用していただけるよう施設設備の改善・充実を図っていく。

3 主な事業

項目	事業内容		計画件数等
(1)センター内利用	発達医療総合福祉センター内の施設・療育における体力づくり、訓練の場として利用する。	体育館	利用日数 200日 延べ利用者数 8,000人
		温水プール	利用日数 100日 延べ利用者数 2,500人
(2)障がい児者利用	「子ども」と「大人」に分けたり「子ども・大人」を一緒にしたりして一般開放する。また、夏休みの特別開放を行う。	体育館	利用日数 50日 延べ利用者数 200人
		温水プール	利用日数 170日 延べ利用者数 3,000人
(3)障がい児者団体への貸出	事前予約による障がい児者団体への貸し出しを行う。	体育館	利用日数 150日 延べ利用者数 8,000人

※人数には介助者を含みます。

16 共通事業

1 主な事業

項目	事業内容																																									
(1) 交通機関の確保	シャトルバス運行	遠州西ヶ崎駅～発達医療総合福祉センター間の無料シャトルバスを運行する。 西ヶ崎駅⇒発達医療総合福祉センター(1日4便) 発達医療総合福祉センター⇒西ヶ崎駅(1日4便)																																								
	福祉バス	浜松駅～発達医療総合福祉センター間を運行する。 (1日1便、車椅子4台利用可) 年間 2,600人																																								
	施設等利用者送迎	市内をコース別に分けて利用者の送迎を行う。利用者の安全確保のため職員1名が添乗する。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運行日数(日)</th> <th>実乗車人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>243</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>243</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>243</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>243</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>221</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>オルゴール</td> <td>243</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)	かがやき(生活)	243	49	かがやき(就労)	243	10	はばたき	243	26	ふれんず	243	21	ひまわり	221	74	オルゴール	243	38	合計		218																
施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)																																								
かがやき(生活)	243	49																																								
かがやき(就労)	243	10																																								
はばたき	243	26																																								
ふれんず	243	21																																								
ひまわり	221	74																																								
オルゴール	243	38																																								
合計		218																																								
(2) 給食・レストラン	給食においては、普通食以外に嚥下障害を対象としたまとまり食や胃ろう食、肥満を対象としたダイエット食やアレルギー除去食を提供することにより、給食利用児者個々の身体状況に適した給食を提供する。 レストランにおいては、多くの人に利用してもらうことを目的に、メニューの見直しを行い、広く利用を呼びかける等PRに努める。																																									
	ア 栄養給与目標量(給食)																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>エネルギー(kcal)</th> <th>蛋白質(g)</th> <th>脂肪(g)</th> <th>カルシウム(mg)</th> <th>鉄(mg)</th> <th>ビタミンA(ug)</th> <th>ビタミンB1(mg)</th> <th>ビタミンB2(mg)</th> <th>ビタミンC(mg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人(普通食)</td> <td>650</td> <td>25</td> <td>16.6</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>成人(ダイエット食)</td> <td>524</td> <td>20</td> <td>13.3</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>幼児(普通食)</td> <td>383</td> <td>15</td> <td>10.6</td> <td>190</td> <td>1.8</td> <td>149</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>	区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)	成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33	成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33	幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13	
区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)																																	
成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																	
成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																	
幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13																																	
	※ 昼食のみの提供となるため、一日の栄養所要量の33%を基準に提供する。																																									

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等																												
	イ 施設別給食利用予定数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>定員</th> <th>年間利用日数(日)</th> <th>1日平均提供食数(食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>40</td> <td>242</td> <td>43.9</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>10</td> <td>236</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>20</td> <td>241</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>20</td> <td>242</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>70</td> <td>222</td> <td>71.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>160</td> <td>1,183</td> <td>159.6</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)	かがやき(生活)	40	242	43.9	かがやき(就労)	10	236	8.9	はばたき	20	241	18.6	ふれんず	20	242	17.1	ひまわり	70	222	71.1	合計	160	1,183	159.6	
施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)																											
かがやき(生活)	40	242	43.9																											
かがやき(就労)	10	236	8.9																											
はばたき	20	241	18.6																											
ふれんず	20	242	17.1																											
ひまわり	70	222	71.1																											
合計	160	1,183	159.6																											
	ウ その他 給食の摂取状況把握や情報提供等を行う。																													
	エ 栄養相談指導 外来患者の栄養指導、施設利用者の栄養相談等を行う。																													
	オ レストランの利用予定数(年間243日、27,216食)																													
(3) ボランティア活動 受け入れ	発達医療総合福祉センター内でのボランティア希望者の受け入れを行う。	960 人																												
(4) 施設見学	発達医療総合福祉センター全体の見学を希望する団体の受け入れを行う。	12団体 210 人																												
(5) 自動販売機の 設置	利用者に対するサービスの提供のために清涼飲料自動販売機の設置を行う。	6 台																												

2 自主事業

(1) はままつ友愛の さと祭り	発達医療総合福祉センターを開放し、地域の方との交流を深め、発達医療総合福祉センター事業や障がいについて理解を深めてもらうことを目的に開催する。(年1回)
(2) はままつ友愛の さと作品展	発達医療総合福祉センター展示ロビー及び遠鉄ロゼにて、利用者が製作した作品を展示し、日頃の活動の成果を広く地域の方に発表する。(年1回)

1 7 法人本部（事務局）

1 事務事業

項 目	事 業 内 容
(1)理事会・評議員会	概ね年2～3回開催する。(5月、3月)
(2)監査	監事による定期的な監査を年2回行う。(5月、11月)
(3)諸規程の制定・改廃	法改正、その他社会情勢の変化等に合わせた諸規程の制定・改廃等を行う。
(4)事業・会計の統括	事業計画、予算のとりまとめ、事業報告、決算による検証作業や相談、助言を行う。 また、顧問税理士事務所の指導のもと、安定した経営を行うための経営分析を行い、必要な場合には改善を行う。
(5)人事・労務管理	顧問社会保険労務士や産業医の指導のもと、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に配慮した働きやすい職場環境づくりに努める。 また、「マイナンバー法」の施行にともなう特定個人情報の適正な取扱いを実施するとともに、「労働安全衛生法」改正にともなうストレスチェック制度を実施する。
(6)社会保険・労働保険 ・給与計算事務	法令改正等により、複雑化する社会保険、労働保険制度に適切に対応するため、社会保険労務士事務所に委託し、社会保険・労働保険に関する諸手続き並びに給与計算事務を行う。
(7)職員の福利厚生	被服等の貸与、健康管理、その他福利厚生を行う。
(8)会議・委員会	経営会議、調整会議を毎月2回程度開催する。

2 部会・委員会組織による取組み

(1)情報発信の強化

利用者が利用しやすい施設となるよう、また、一層透明性のある経営に取り組むため、事業報告書、決算報告書、監事監査意見報告書を各事業所に配置し、閲覧できるようにする。

また、事業団の事業内容を広く市民に知ってもらうため、「使いやすく、見やすいホームページ」を目指す。

(2)個人情報保護

個人情報保護基本方針を各事業所に掲げ、利用者へわかりやすく説明することを心がける。基本方針に基く利用者個人の権利利益保護のため、個人情報の共有化を図りつつ、適正な取扱いに努める。

運用面の維持については、個人情報部会により、法令改正等に速やかに対応する。

(3)権利擁護体制の構築

利用者からの苦情・意見に対して迅速かつ適正に対応するとともに、障害者虐待防止法に基づき虐待防止に取り組む。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく福祉・医療関係事業者向けガイドラインに沿って職員研修等を実施し、利用者の権利擁護に努める。

(4)危機管理

利用者の安全・健康を適正に確保するため、リスクマネジメント部会により危機管理に関する情報を集約、分析し、対応策を検討する体制を維持する。

事故の未然防止を図るため、事故に関する情報だけでなく、ひやりとした経験(ヒヤリ・ハット)に関する情報も集約し、対応策を含めて職場内で共有する。また万一発生した事故に対して迅速かつ適切な初動体制がとれるよう、職員向け研修会の開催、訓練の実施やマニュアルの見直し等を行う。

(5)防災体制の整備

施設の利用者は移動困難な方が多いことから、台風、大雨、洪水、地震、津波等の、災害発生時の被害を最小限に止め、災害からの復旧に努めることに万全を期す必要がある。

そのため、防災部会により随時防災計画を見直し、定期的に防災訓練を行う(全館同時訓練、施設単独訓練)。また、備蓄用品の更新、整備を行う。

浜松市発達医療総合福祉センターは浜松市との間で福祉避難所として指定される協定を締結していることから、浜松市の避難所運営マニュアルの策定にあわせ、福祉避難所の開設を想定した体制の整備、訓練を行っていく。

3 中期経営計画(平成27年度～平成30年度)の取組み

浜松市社会福祉事業団の強みである「高い専門性」と「地域との連携力」を生かし、「マネジメント力(組織・個人)」を強化する「人材確保・人材育成」に重点的に取り組む。

- (1) 「採用」、「研修」、「異動」、「人事考課」、「給与」、「昇任」、「施設運営」を有機的に結びつけた人材育成制度のトータルシステム化を進め、各制度の相乗効果を高めて人事管理制度を強化する。
- (2) 職員募集において、積極的な情報発信や効果的な募集活動を行うとともに、浜松市社会福祉事業団のポジティブイメージを「PR」する募集方法を検討する。
- (3) 職員が自ら企画、参加する研修や資格取得に対して、助成制度を構築する。
- (4) 職員の能力や成果、意欲を尊重したキャリア形成を支援するため、ジョブローテーション、自己申告制度、派遣研修等を実施する。
- (5) 人事考課の効果結果などを昇給や勤勉手当に反映する等職員の勤務成績を反映した給与システム、人材登用を検討する。
- (6) OJT を核とした人材育成システムを構築し、職場運営を通じた計画的な人材育成を推進する。

4 人材育成(職員研修計画)

- (1) 事業団職員としての基本的な考え方や姿勢を身につけるとともに、各職員の立場や役職、携わる専門分野の知識や技術を深め、質の高いサービスの維持・向上を図るため、内部研修、外部研修を実施する。

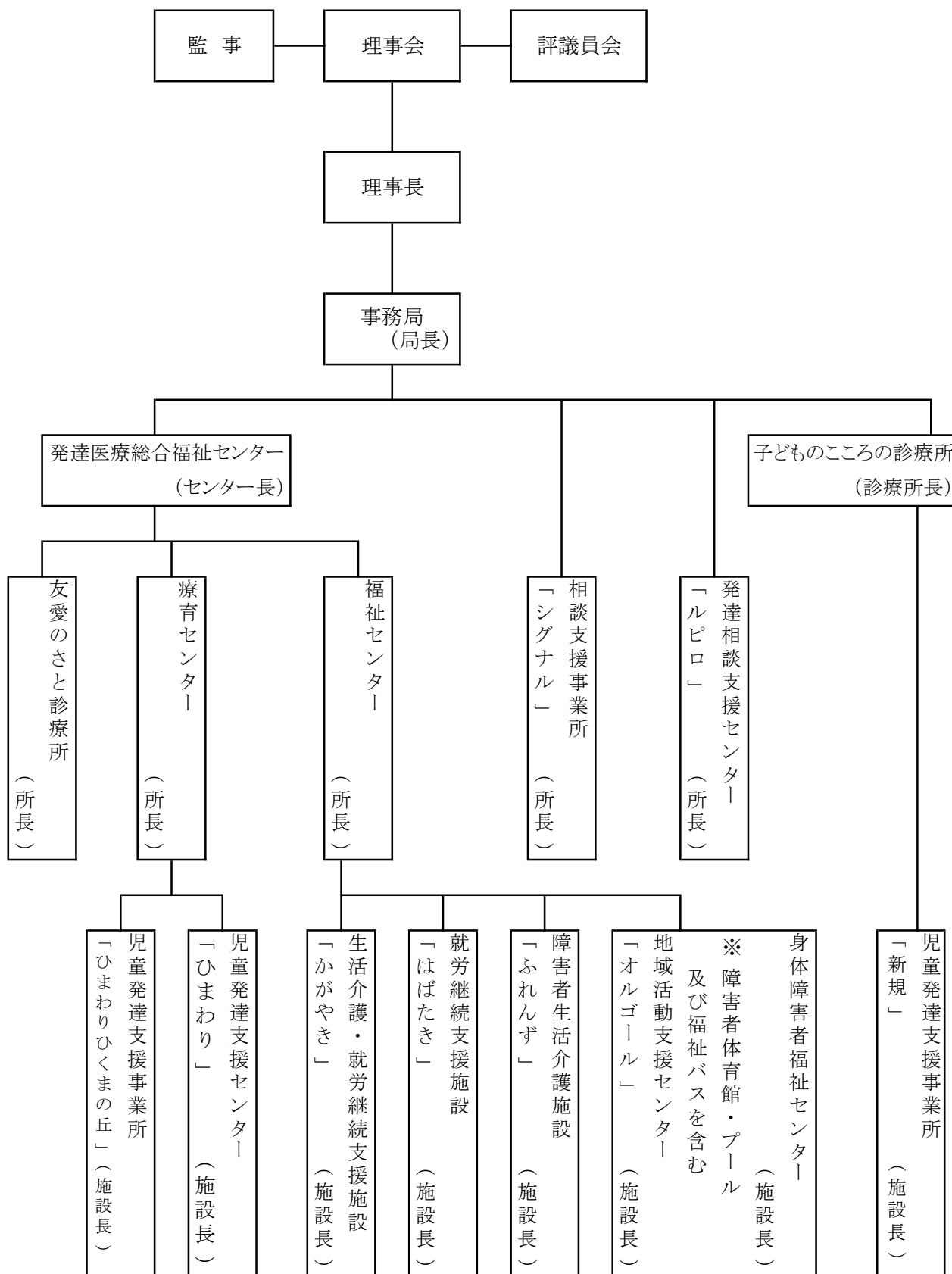
なお、内部研修の実施にあたっては、静岡県社会福祉協議会の社会福祉事業振興のための助成金等を活用する。

- (2) 新規採用職員については、事業団職員としての心構えや職務遂行能力の早期習得を図り、職場に早く順応できるようチューター(指導員)を配置し、指導及び助言を行う。
- (3) 職務上の課題に積極的に取り組み、法人全体のサービスの質の向上及び充実と職員の専門性の向上に資することを目的に、「事業団職員実践発表会」にて取り組みの成果を発表する。

【職員研修計画】

研修分類		研修内容	対象者
内 部 研 修	新採職員研修	新規採用研修	新規採用職員
		チューター研修	新規採用職員・チューター
		金曜勉強会	新規採用職員・希望職員
	階層別研修 (職務級別研修)	一般職員研修	一般職員
		リーダー職員研修	主任・副施設長
		管理者研修	所長・施設長・事務長等
	テーマ別研修	接遇・ビジネスマナー研修	全職員
		事務・会計研修	事務・会計担当職員他
		部会・委員会関係研修	全職員
		事業団職員実践報告	全職員
外 部 研 修	管理・経営・人材育成・交流関係研修		管理職、担当者他
	監査関係研修		監査担当者
	会計事務研修		財務担当者
	階層別研修	リーダー職員研修	リーダー的職員
		施設長等研修	施設長等
	業務資格関連研修	相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員候補者
		サービス管理責任者等研修	サービス管理者等の候補者
		相談・サビ管等現任研修	資格更新研修(5年ごと)
		社会福祉士実習指導者講習会	社会福祉士実習担当者
		介護福祉士実習指導者講習会	介護福祉士実習担当者
専門研修等	各種学会	対象者	
	専門分野研修、講演会	対象者	
	視察	対象者	
部会・委員会関係研修		部会・委員会担当者他	

5 組織図



6 職員配置予定人数

施設等 職種	事務局長	事務局	発達医療総合福祉センター											子どものこころの診療所	新児童発達支援事業所	計
			相談支援事業所 シグナル	発達相談支援センター ルピロ	友愛のさと診療所	療育センター	福祉センター									
							ひまわり	ひまわり ひくまの丘	身体障害者福祉センター	地域活動支援センター	かがやき	はばたき	ふれんず			
支援員	(1)	5 (1)	7 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (7)		2 (11)	2 (3)	6 (9)	2 (4)	3 (11)	5 (3)		38 (57)	
医師					4 (12)								2 (6)		6 (18)	
薬剤師								(1)							(1)	
保健師		1	1	1	1								1		5	
看護師					5	1 (1)				1		2 (1)	2		11 (2)	
臨床心理士				3 (6)		6 (6)	1	1					3 (3)		14 (15)	
診療放射線技師					1										1	
臨床検査技師					1										1	
言語聴覚士						3							3		6	
理学療法士					1	3						(1)			4 (1)	
作業療法士						3 (1)	1			1					5 (1)	
視能訓練士						1									1	
管理栄養士							(1)								(1)	
保育士			3 (1)				14 (15)	2 (2)					1	2 (2)	22 (20)	
計	(1)	6 (1)	11 (4)	6 (8)	15 (14)	16 (7)	19 (24)	3 (2)	2 (12)	2 (3)	8 (9)	2 (4)	5 (13)	17 (12)	2 (2)	114 (116)

※ 注1 ()内の数字は非常勤医師、再雇用職員、準職員及び臨時職員の人数で外書き

※ 注2 産休・育休の代替職員は含んでいない。